

ファンデニュース

「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る 一者計算の実施報告書の公表について



2020年10月

はじめに

投資信託協会は、2020年7月16日に「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書¹（以下、「本報告書」）を公表しました。

投資信託協会は、2018年9月18日に公表した投資信託のガバナンス懇談会報告書²において、基準価額計算業務について法制度上の考え方を明らかにするとともに、関連する諸問題を整理しました。その後、2019年9月19日に「基準価額算出に係る実務者検討委員会報告書」（以下、「委員会報告書」）³を公表し、正確性・公正性を確保した上で一者による基準価額算出を採用する場合に実行すべき内容を提示しました。これに基づき実務者検討委員会委員の一部の委託会社・受託銀行は委員会報告書に提示された事例に沿って、一部の商品カテゴリーを特定した導入や、基準価額のみの照合を行いながら実務上の協議を一定期間実施しました。

本報告書は、これまで実施された一者計算に係る実務プロセスなどの内容や課題などにつき報告を行うことにより、関係各者において本格導入に向けて一者計算に関する共通の認識を醸成するとともに、同委員会としての取り組み状況を広く発信することを目的としています。

今回のニュースでは、本報告書の概要について解説します。

¹ 詳細は投資信託協会「基準価額算出に係る実務者検討報告書」に係る一者計算の実施報告書の公表について」参照

² 詳細は投資信託協会「投資信託のガバナンス懇談会 報告書「基準価額の算定についての考え方について」及びパブリックコメント回答」参照

³ 詳細は投資信託協会「基準価額算出に係る実務者検討委員会報告書の公表について」参照

1. 一部の商品カテゴリーを特定した先行導入 – 受託銀行による一者計算の実施

ある委託会社および受託銀行では、外貨建て国内籍私募投信を選定し、当ファンドに対して受託銀行による一者計算を先行導入しました。当該スキームのポイントとして、①基準価額および付随する計理データを、受託銀行が委託会社に提供することで、委託会社は人員・システムのコスト削減が可能となる②受託銀行が基準価額の妥当性検証資料を提供し、委託会社が検証・承認することで一定の正確性を確保できる③基準価額計算は受託銀行が行うため、制度として運用者への牽制機能が確保される④委託会社は、基準価額の算出・付随する計理データの作成・保持から解放され、不要となったリソースを運用に集約することが可能となる⑤運用者以外のアドミニストレーターが基準価額を算出するグローバルスタンダードと整合的となるといった点を挙げています。

2. 基準価額のみの照合 – 一者計算へ向けた試験実施

ある委託会社では、基準価額のみの照合プロセスを実施しました。当該委託会社は基準価額計算事務を外部の受任会社に委託しており、実施にあたっては正確性・公正性確保のために、①外国証券時価について受任会社は委託会社から提供される時価以外にもチェック用の時価を取得するほか、前日比変動や約定単価との乖離チェックを行うこと②受任会社が提供する基準価額変動要因分析データ(ベンチマーク比較結果を含む)を利用し基準価額の変動をチェックすること、などの態勢を整備しました。当委託会社は実施後の評価として、基準価額変動チェックプロセスを社内システムから受任会社が提供するデータを利用する方法に変更したことがメリットとなることや、今後受託銀行のシステムを利用する一者計算を行う場合は不一致内容などの分析・改善策検討を行うことが重要なステップであることを挙げています。

3. 委託会社による検討継続およびプロジェクト

1 および 2 の他、委託会社による検討およびプロジェクトが進行しています。

計算会社による一元化の検討

ある委託会社では、計算会社による一者計算を検討したものの受託銀行の役割をめぐって結論が出ず、別のプランを検討中です。当該委託会社による当該プランに対する評価としては、委託会社は制約なく受託銀行選定が可能である点や、約定指図など各種データは計算会社へのみ送付すればよく、効率化を図ることができるという点などをメリットとして挙げています。

海外本社仕様と同様の一者計算に向けた検討

ある外資系委託会社においては、委託会社内に計理システムを持たない、海外本社仕様と同様の一者計算導入を検討しています。当該プロジェクトにおける課題は、開示レポートに係るデータの取得・保存になります。

4. 課題

1～3 の一者計算の取り組みを通じ、以下の法令解釈上の問題や実務上の課題が提示されています。

一者計算を促進する上での課題	<ul style="list-style-type: none">① 委託会社作成資料の開示に係る元データ取得と蓄積② 計算主体の役割と責任に係る開示方法③ 法定帳簿の作成および保存に関する解釈④ 受託銀行の善管注意義務に係る考え方⑤ ファンド監査(基準価額照合に代替する内部統制、不正リスクに対応する追加的実証手続、内部統制保証報告書の発行頻度、確認状の送付先の評価などを議論する必要がある)
付随する課題	<ul style="list-style-type: none">① 時価取得主体 - 計算会社あるいは受託銀行による独自取得② 追加・解約 - 受益権発行に係る事務フローの問題点の整理

おわりに

本報告書では今後の展望として、委員会委員の委託会社・受託銀行における、各社の態様に合わせた一者計算への取り組みから、法令解釈の明確化や実務商慣習の構築などの、課題が提起されています。そして、今後一者計算の導入が拡大するためには、それらの課題解決に向けて、委託会社、受託銀行、関係団体において取り組みを一層深めることが求められる、ということが提言されています。

なお、内容にご質問などございましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。

文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人
第三金融部(資産運用)
マネージャー 麻 生 涼 子

PwCあらた有限責任監査法人 第三金融部(資産運用)
[お問い合わせフォーム](#)

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.